

○新潟県中東福祉事務組合職員の定年等に関する条例

昭和59年9月22日組合条例第1号

改正

平成18年1月1日組合条例第3号

令和5年7月24日組合条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 五泉市職員の定年等に関する条例(平成18年五泉市条例第27号)の規定をこの組合の規定として準用して適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年1月1日組合条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年7月24日組合条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。